# 令和7年度 青梅市立霞台中学校 いじめ防止基本方針



青梅市立霞台中学校

# はじめに

いじめは、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけ、生徒の健全な成長に影響を及ぼすものであり、人権に関わる重大な問題である。本校では全教職員が、いじめだけでなく、いじめを助長する行為も絶対に許さない姿勢で、未然防止、早期対応・早期解決、再発防止に努めるものとする。生徒の些細な変化を見る目を養い、いじめの兆候を看過しないものとする。誰もが加害者、被害者になり得ることを念頭におき、すべての生徒が安心して学習、学校生活を送れるようにすることが大切である。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定および国のいじめ 防止等のための基本的な指針、さらに青梅市いじめ防止基本方針に基づき、い じめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「青梅市立霞台 中学校いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定します。

この「基本方針」では、いじめ防止等の取組を学校全体で円滑に進めていく ことを目指し、全ての生徒たちの健全育成およびいじめのない学校の実現に向 けた方針の柱としています。

# 1 いじめ防止のための基本姿勢

# (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある生徒から、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットによるものも含む)を受けたことにより、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。
- ※ 「いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議」抜粋 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当 するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件 が限定して解釈されることのないよう努めること。

この附帯決議の趣旨は、もし、生徒本人が、苦痛を感じていない場合であっても、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、本校のいじめ問題対策委員会では、加害性との行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することもある。

※ いじめの定義に係る用語の解釈および留意点については「青梅市の基本方針」 「国の基本方針」を参照のこと。

## (2) いじめ防止に対する基本的な考え方と主な視点

## <基本的な考え方>

学校は、いじめの早期発見・早期対応を図ることが重要である。 そのため、教師がいじめの兆候を鋭く捉えるとともに問題を全教職 員で共有し、解決に向けた確固たる指導体制の下、迅速に対応する。

しかし何より大切なのは、日頃からいじめが起きない教育活動を展開することである。いじめは対人関係における問題であるとの認識に基づき、人権尊重の理念を踏まえた教育活動を計画的に推進する。

人権尊重の理念とは、「自分の大切さと共に、他の人の大切さを 認めること」である。自分を大切に思えない者は、他人の大切さを 認識しにくい。よって本校では、学校を挙げて自尊感情の育成に取 り組むとともに、特別活動等の体験的な学習を通じて社会性を育み、 学校・家庭・地域が連携した道徳教育をより一層充実させていく。

#### く主な視点>

- ア いじめ問題は、どの学級にも、どの集団にも、どの生徒にも起こりうるも のであるという基本的認識に立つ。
  - いじめる生徒たちに対して「いじめは人間としていかなる理由があろう とも絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- イ 特定の生徒や特定の立場だけの問題とせず、学校全体で取り組む。
  - いじめられる生徒を徹底して守り通す。
  - 日頃からいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。
  - いじめられている生徒の心情に即して解決を図る。
- ウ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携しながら取り組む。
  - 再発防止のために、問題が解決しても卒業まで見届ける指導を行う。
- エ 生徒たち自身が、安全で豊かな社会を築く主体者であることを自覚させ、 いじめを許さない社会の実現に努めるよう指導する。
  - 生徒が「やればできる(自己肯定感)」「伸びている(自己成長感)」 「役立っている(自己有用感)」ことを実感する教育活動を進め、一人一 人の自尊感情を育む。
  - 自他ともに愛しみ、協働していく姿勢を高める指導を行う。

# 2 学校全体の取組

# (1) 校内体制に関すること

日頃から校長を中心として、いじめの未然防止、早期発見・即時対応を学校全体 で行える組織を編制し、運営する。

### ア 生活指導校内委員会

- ○校内必置分掌として生活指導部を置き、管理職および生活指導主任、各学 年の生活指導担当者で構成する。
- ○毎週生活指導部会を開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、 情報共有、指導内容等の協議を行う。
- ○生徒の生活指導および特別な支援に関する問題に対し、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラー、学校運営連絡協議会委員、民生児童委員等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

## イ いじめ問題対策委員会

- いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校内に「青梅市 立霞台中学校いじめ問題対策委員会(以下、「対策委員会」という。)」 を設置し、その機能を強化する。
  - < 委員の構成>管理職、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、 特別支援学級主任、各学年主任、スクールカウンセラー、当該学級担任(当該学級担任は、いじめ問題発生時に限る。)
  - <会議の開催>定例会を原則各学期開催し、個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
  - <情報収集・共有> 生徒の様子で気になることがあったとき、生徒間でトラブルが発生したときなど、どんな小さな事案でも、「対策委員会」として教師から報告を受けるとともに、全教職員で情報を共有できるようにする。
  - くいじめの認知> 教師から生徒の様子で気になることが報告された場合には、校長の方針の下、事実確認の方法を決定する。

上記確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。

<対応方針の協議> いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向け た対応方針を協議する。

対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。

- < 成果検証・「基本方針」改善> 学校の取組の進捗状況について、自己 評価、保護者による評価、外部評価等を下に検証し、「学校いじめ防 止基本方針」を改訂する。
- < 指導・助言> 生徒に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言したり、相談に乗ったりする。
- **<記録の保管・引継ぎ>** いじめ問題への対応については、全ての事案について、「対策委員会」が定めた共通の様式で記録を残し、全ての教職員が確認できる方法により保管する。

年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継げるようにするとともに、対象の生徒が上級の学校等に進学した場合には、 進学先に情報を伝えられるようにする。

# (2) いじめの未然防止に関すること

いじめを未然に防止するため、生徒たちが互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団づくりを行う。そのため、教育活動全体を通して生徒の人権が尊重され、それぞれの自己実現につながる取組を推進していく。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない学校づくりに努める。
  - ア グリーンリボン運動の推進
    - 「いじめをしない・させない・見逃さない」を掲げ、いじめゼロを目指した生徒会 活動を推進する。生徒会役員が年間を通し、全校に声かけをして、啓発活動す る。
  - イ 花いっぱい運動の取り組みを通して、思いやりの心、優しい気持ちを育てる。 部活ごとに、毎日の水やり、花がら摘みなどを行う。
  - ウ 教職員の連携を密にし、生徒の情報を共有する。 毎日の職員朝会、生活指導部会、学年会等を活用し、早期対応に努める。
  - エ 毎学期最初に「生活規律遵守週間」を設け、生活規律の徹底を図る。 教員は授業前後に教室に留まり、生徒の様子を把握する。休み時間、昼休みの巡 回を行う。
  - オ いじめ防止委員会を設置し、組織的に取り組むとともに、必要に応じて外部機関との連携を取って対応する。
  - カ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
  - キ 青梅市いじめ防止リーフレットを活用し、未然防止を図る。
- (2) 指導の充実を図るとともに、生徒理解を深め、一人ひとりの変化を見逃さない。
  - ア 毎日のライフ(デイズ)を有効活用し、生徒の実態把握を図る。
  - イ 行事(運動会、校外学習等)や体験学習(職場体験、進路等)の充実を図り、心豊かな生徒の育成に努める。
  - ウ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (3) 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成を図る。
  - ア いじめ防止に深く関わりのある題材を取り入れ、道徳等の授業でいじめを許さ ない心情を深める授業を行う。
  - イ 人権週間における人権学習の充実を図り、日常の学校生活への振り返りを行う。

# (3) いじめの早期発見に関すること

教師の人権感覚を一層磨き、「いじめのサイン」を確実に受け止めることのできる指導体制を確立する。

- ○いじめ発見のために、様々な手段を講じる。
  - ア 毎日のライフ(デイズ)の有効活用を図る。 生徒の小さな変化、悩み等を把握するひとつの手段とする。
  - イ 青梅市いじめ調査のアンケートを年5回程度行う。 生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。生徒の些細な変化に 目を向ける。アンケートの結果を受けて、該当生徒に話を聞き、具体策を検 討し、対応する。
- ○いじめ早期発見のために、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。
  - ア 複数の教師が休み時間などに校内を巡回し、気になる生徒の情報を捉える。 入手した情報については全教職員で共有することで、組織的な対応につなげる。
  - イ いじめを発見したときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、 学年など組織で対応策を考え、役割分担をして対応する。臨時学年会、生活 指導部会等で検討し、方向性を出していく。
    - 学校の相談体制を、生徒が正しく理解 できるよう、日頃から十分に説明しておく。教師が、被害を受けている生徒から相談を受けた場合には、被害生徒の意向を踏まえ、秘密を守って対応することを、日頃から生徒に伝えておく。
  - ウ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の 安全を優先的に考え、いじめている生徒に対して毅然とした態度で指導に当た る。指導する際は、必ず複数で指導することとする。
  - 【スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカーとの連携(SSW)】 教師に話しづらいことや相談しづらいことをSC、SSWが聞いてくれるとい うことを、繰り返し生徒に周知する。
  - エ 保護者と情報を共有する。(手紙、通信等、電話等での定期連絡、家庭訪問等) 日頃から、生徒のことで何かあったら、複数の教職員で対応することなどを 保護者に伝えておく。教師は、学校の論理で保護者を説得するのではなく親 としての思いを傾聴し、共感的に相談に応じる。
  - ⇒ 校内研修において、全ての教師がチェックリストを活用して、自己の取組に ついて振り返りを行い、改善を図ることができるようにする。

# 【いじめ発見のためのチェックシート】

| 【表情・態度】                                        |                                                             |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| □ 笑顔がなく沈んでいる。                                  | □ ぼんやりとしていることが多い                                            |
| □ 視線をそらし、目を合わそうとしない。                           | □ わざとらしくはしゃいでいる。                                            |
| □ 表情がさえず、ふさぎ込んでいる。                             | □ 周りを気にし、おどおどしている。                                          |
| □ 感情の起伏が激しい。                                   | □ いつも一人でいることが多い                                             |
|                                                |                                                             |
| 【身体・服装】                                        |                                                             |
| □ 体に原因不明な傷がある。                                 | □ けがの原因をあいまいにする。                                            |
| □ 顔色が悪く、活気がない。                                 | □ 登校時に、体の不調を訴える                                             |
| □ 寝不足で顔がむくんでいる。                                | □ 服に靴の跡がある。                                                 |
| □ ボタンが取れていたり、シャツやズボン;                          |                                                             |
|                                                |                                                             |
|                                                |                                                             |
| 【持ち物・金銭】                                       |                                                             |
| □ かばんや筆箱などが隠される。                               |                                                             |
| □ ノートや教科書などに落書きがある。                            | □ 作品や掲示物にいたずらされる。                                           |
| □ 机や椅子が傷付けられたり、いたずらさ                           | れたりする。                                                      |
| ↓ □ 靴や上履きが傷付けられたり、いたずら                         | されたりする。                                                     |
|                                                |                                                             |
| 【教員との関係】 □ 教員と目を合わせなくなる。 □ 教員との関わりや会話を避けようになる。 |                                                             |
| 【言葉・行動】                                        |                                                             |
| □ 他の生徒からの言葉かけが全くない。                            | □ すぐに保健室に行きたがる。                                             |
| □ いつも一人でいたり、泣いていたりする。                          | 口がくに体促主に打さたがる。                                              |
| □ 登校渋りや、忘れ物が多くなってきた。                           | □ 教室にいつも遅れて入ってくる。<br>□ ************************************ |
| □ 職員室や保健室付近にいることが多い。                           | □ いつも人の嫌がる仕事をしている。                                          |
| □ 家から金品を持ち出す。                                  |                                                             |
|                                                |                                                             |
|                                                |                                                             |
| 【遊び・友人関係】                                      |                                                             |
| □ いつも遊びの中に入れない。                                | □ 笑われたり冷やかされたりする。                                           |
| □ 友人から不快に思う呼び方をされている。                          | □ よくケンカが起こる。                                                |
| □ 特定のグループと常に行動を共にする。                           |                                                             |
| □ 付き合う友人が急に変わり、友達のことを聞くと嫌がる。                   |                                                             |
| □ グループでの作業などに入れてもらえない。                         |                                                             |
| □ 暴力的な遊びにいつも参加させられる。                           |                                                             |
| □ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。                |                                                             |

# (4) いじめ問題への対応に関すること

いじめ問題への対応は、発生から時間が経つほど解決が困難になる。「いじめかどうか」ではなく、「いじめではないか」と思ったら、即刻対応を始める。 また、いじめの形態が複雑化し、見えにくくなっていることを踏まえ、教師が一人で抱え込むことなく、組織的に対応していく。なお、いじめの相談が生徒、保

人で抱え込むことなく、組織的に対応していく。なお、いじめの相談が生徒、保護者等からあった場合は青梅市教育委員会に報告し、組織的に対応していく。

- いじめを受けた生徒の安全確保を最優先し、その後、加害生徒への事情や心情等 の聞き取りを行う。
- 重大事態発生となった場合には、速やかに青梅市教育委員会に報告する。
- いじめの疑いがある場合、些細な兆候でも、いじめを疑う行為には早急に対応し 的確な指導を行うとともに、必要に応じスクールソーシャルワーカーの活用も行う。
- いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者と連携を取りながら最大限の措置を講ずる。
- いじめを行った生徒に対し、速やかにその行為をやめさせ、事実確認とその行為 の重大さを認識させるための継続的な指導を行う。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときには、教育委員会お よび所轄警察署等と連携して対応する。
- いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。このために、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認させるとともに、いじめを受けた生徒の心情を深く考えさせ、心の痛みや悩みへの共感を育てることにつなげる。また、傍観者になっていた生徒に対しても、そのような行為がいじめを受けている生徒には、苦痛を増すだけでなく、孤独感や孤立感を強めることとなることを理解させる指導を行う。
- ネット上の不適切な書き込みや発信に対して、学校として問題の個所を速やかに 確認し、被害生徒の人権を守るための適切な措置を講ずる。
- 情報モラル教育を進め、生徒に情報の受け手および発信者としての必要な知識や 能力の育成を図る。

# ア 暴力を伴う場合の対応

#### く被害生徒へ>

- ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通す」ことを 約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導・対応に徹する。
- ○身体的・精神的ダメージについて的確に把握し、迅速な回復を支援する。
- ○休み時間や登下校の際等も教師による見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- ○被害生徒に本人に非がないことを伝え、自信と安心感をもたせる。

#### く加害生徒へ>

○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握 し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。

- ○いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせ、いじめをやめさせる。
- ○他の生徒に危害が及ぶ恐れがある場合は、別室等で個別にいじめをやめさせる指導を 行う。
- ○いじめの事実を正確に把握し、組織的に対応する。

#### く被害生徒の保護者へ>

- ○我が子を守り抜く姿勢を生徒に見せ、ひたすら生徒の話に耳を傾け、事実や心情を聞く よう伝える。
- ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- ○情報の提供等、先々の見通しをもたせ、不安を取り除く。

#### <加害生徒の保護者へ>

- ○学校はいじめられた生徒を守ることを第一に考えて対応することを、明確に伝える。
- ○加害生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

## イ 暴力を伴わない場合の対応

#### く被害生徒へ>

- ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」 を約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導に徹する。
- ○精神的ダメージについて的確に把握し、回復を支援する。
- ○休み時間や登下校の際も、教師による巡回等、被害が継続しない態勢を整える。
- ○被害生徒の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞くことにより、安心感をも たせる。また、スクールカウンセラー等との心のケアーを行う。

#### く加害生徒へ>

- ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握 し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- ○いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害生徒の気持ちに着目させて気 付かせ、いじめをやめさせる。
- ○いじめの事実を組織的な対応の下、迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。

#### <被害生徒の保護者へ>

- ○我が子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- ○我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

#### <加害生徒の保護者へ>

- ○学校は被害生徒を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- ○加害生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

# ウ 行為が見えにくいいじめの場合

#### く被害生徒へ>

- ○いじめについて自ら訴えてきたことを温かく受け止める。
- ○生徒の辛く苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通 すこと」を約束し、生徒が安心して登校できるよう心に寄り添った指導に徹する。
- ○精神的・身体的ダメージについて的確に把握し、回復を支援する。
- ○休み時間や登下校の際等、教師が見守りを行い、被害が継続しない態勢を整える。
- ○被害生徒の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞き、安心感をもたせる。
- ○被害生徒は何も悪くないことを伝え、自信をもたせる。
- ○いじめが原因で登校できない場合、保健室等別室での学習機会の確保に努め、二次的 な不利益が生じないよう対策をとる。
- ○別室登校等も難しい状況の場合、生徒への家庭訪問を行い、学習プリントや便り等を 持参するなどして、学校と生徒の関係が切れていない感覚をもたせる。

#### く加害生徒へ>

- ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- ○いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害生徒の気持ちに着目させて 気付かせ、いじめをやめさせる。
- ○組織的な対応の下で、いじめの事実を迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。
- ○いじめを行ったことを示す決定的な証拠がない場合、いじめへの関与について認めないことが想定される。その場合、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で組織的に指導に臨み、加害生徒の話と周囲の生徒との矛盾や、話の一貫性等をもとに事実を認めさせるまた、被害生徒の気持ちに気付かせる。

#### く周囲の生徒へ>

- ○傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、被害生徒の苦し みを具体的に理解できるよう指導する。
- ○いじめは「絶対に許されない」という毅然とした態度を示し、いじめを発見したら、教職員や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- ○一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに、安心して生活できるようにする。

#### く被害生徒の保護者へ>

- ○我が子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- ○我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- ○解決に向けた具体的な取組について、「いつまで」「何を」「どのように」「どの程度」行うかを学校から示し、保護者の同意の下で計画的にいじめの問題解決に向けた取組に当たる。

○被害生徒の保護者からの学校への要求については、誠意をもって対応するが学校としてできることとできないことは明確に伝え、過度の期待をもたせないようにする。

#### <加害生徒の保護者へ>

- ○学校は被害生徒を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- ○いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- ○いじめた生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。
- ○加害生徒の保護者から、生徒を加害者扱いすることについての苦情が学校に対して寄せられることが想定されるが、生徒から「いじめられた」という訴えがあった場合、学校は被害生徒の立場で対応することを明確かつ毅然と伝える。

# 3 重大事態への対応

# (1) 重大事態とは

いじめにより被害を受けた当該生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じること、または疑いが認められる場合をいう。その状況とは、いじめを受けた生徒の状況に着目し、例えば、

- ○生徒が自殺を企図した場合
- ○生徒の身体に重大な損害が生じた場合
- ○生徒の金品等に重大な損害が生じた場合
- ○生徒の精神に疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

また、いじめにより、学校を長期に欠席することが余儀なくされている ことが疑われる場合をいう。

よって、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で判断を行い、報告・調査に当たる。

## (2) 重大事態が発生した場合

- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係の他の必要な情報も適切に提供する。
- いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙による調査や聞き取り調査を行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮の上、正確で一貫 した情報提供に努める。